

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 28 日現在

機関番号：32418

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530106

研究課題名(和文) 東アジアにおける製造物責任法の現状と特徴－中国・韓国・台湾との比較研究

研究課題名(英文) The Present Status and Characteristics of the Product Liability Law in China, South Korea and Taiwan

研究代表者

崔 光日 (cui, guangri)

尚美学園大学・総合政策学部・教授

研究者番号：60360880

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)：2012年2月～3月に中国、韓国と台湾に赴いて現地調査を行い、そのうえで2013年2月に韓国と台湾の研究者を日本に招いて研究会を行った。現地調査と研究会で得られた成果をもとに、2013年の比較法学会において、「中国・韓国・台湾の製造物責任法の現状と特徴」について報告し、民事研修676号に論文「中国・韓国・台湾の製造物責任法の現状と近時の動向」を掲載した。

2013年11月に韓国消費者法学会において、「日本の製造物責任法の現状と問題点－韓国・中国・台湾法との比較」の報告をした。

研究成果の概要(英文)：We conducted onsite surveys in China, South Korea, and Taiwan in February and March 2012 and then invited South Korean and Taiwanese researchers to Japan for a workshop in February 2013. Taking the results of the surveys and workshop, we presented a report on "the current status and characteristics of product liability laws in China, South Korea, and Taiwan" to the Japan Society of Comparative Law in 2013 and published a paper on "the current status and recent trends of product liability laws in China, South Korea, and Taiwan" in Minji Kenshu Vol. 676.

We also presented a report on "the current situation of and problems concerning Japan's Product Liability Act: a comparison with South Korean, Chinese, and Taiwanese laws" to the Korean Association of Consumer Law in November 2013.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民法 製造物責任法 製造物責任法改正 中国法 韓国法 台湾法

1. 研究開始当初の背景

欠陥製造物製造者などの責任を過失責任から無過失責任に転換する製造物責任法は、1960年代にアメリカで確立され、1980年代にEC諸国で立法化(製造物責任に関するEC指令、以下EC指令という)され、1990年代以降日本(1994年)、中国(1993年、製品品質法4章。2009年に制定された侵權責任法(不法行為法)により、一部改正される)、台湾(1993年、消費者保護法2章1節)、韓国(1999年)でも相次いで立法化された。日本と中・韓・台の製造物責任立法は、ともにEC指令の強い影響を受け、また消費者保護という共通の立法目的を有するため共通するところが多いが、それぞれの特色も有している。

日本の製造物責任法は施行から15年経っているが、当初期待されたほどには活用されていないのが実情である。それに対しては製造物責任法における消費者保護の立法趣旨の不徹底と被害者の救済に不利な制度の存在などの問題が指摘されており、製造物責任法には再検討を要するところがあり、将来的には制度の一部修正も考えられると思われる。実際に日本の製造物責任法のモデルになっているEC指令は、制定後一部重要な修正が行われており、中国と台湾の製造物責任法には、日本法より被害者に有利な制度が定められている。

日本の製造物責任法は、責任要件を過失から欠陥に変えることにより被害者の証明責任の軽減を図り、従来の責任法理より被害者の救済に有利であると評価されるが、欠陥及び欠陥と損害との因果関係の証明責任の負担は依然被害者の救済の大きな障害となっており、製造物責任法の「活用不足」の重要な原因であると考えられる。また、責任主体と製造物の範囲、懲罰的損害賠償・開発危険の抗弁の採否なども、製造物責任法制定の際の重要な争点であったが、立法後もこれらの問題については依然意見の対立がみられる。

韓国の製造物責任はその内容が日本法とほとんど同じであり、韓国民法(不法行為を含む)はその歴史的経緯によりその構造と具体的な規定が日本民法に似ているため、製造物責任法の立法背景、立法における問題点とその議論にも類似するところが多い。そのため、韓国製造物責任法の研究からは、日本の製造物責任法の諸問題の検討により直接的な示唆が得られると思われる。とりわけ、韓国でも日本と同じように製造物責任法の「活用不足」が指摘されているが、それについての韓国での議論は日本の同じ問題に対する研究にも参考になると考えた。

台湾法においては、欠陥および欠陥と損害との因果関係の推定、懲罰的損害賠償と差し止め請求権が認められており、製造物責任法が適用される範囲(製造物)に制限を設けておらず、農産物を含むすべての物を対象とする。中国法においては、無過失責任が製造者だけではなく販売者にも適用されるように

なっており、台湾法と同じように懲罰的損害賠償と差し止め請求権が明記(2009年侵權責任法)されている。同じくEC指令をモデルにしながら、中国と台湾の製造物責任法は、日本法には認められていない消費者の救済に有利な規定を設けているが、それについての研究からは、日本の製造物責任法の再検討に有益な示唆が得られると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、中国、韓国、台湾(以下、中・韓・台という)の製造物責任法における欠陥製品被害者(消費者)の救済を強化するための諸規定(とりわけ日本の製造物責任法には採用されていない、推定による欠陥及び因果関係の証明責任の軽減、差し止め請求権、懲罰的損害賠償など)を中心にその立法背景と特徴、裁判実務における運用および解釈論の状況について調査・研究をし、その実態を明らかにしたうえで、日本法(立法、判例、解釈論)との比較を通じて、日本の製造物責任法の運用および現在行われている民法改正における製造物責任議論に与える示唆を求めるところを目的とした。

3. 研究の方法

応募当時の計画は、平成23年度には、中国、台湾と韓国に赴き、現地での文献収集と関係者に対する聞き取り調査を通して、製造物責任法の主な制度についての解釈と適用の基本状況および問題点を把握し、関連文献資料の通読・分析をし、24年度には、前年度の調査・研究で把握した問題点について検討したうえで、その状況に応じて文献の収集・調査を継続しつつ、具体的な論点・疑問点に焦点を当てて現地の研究者・実務家と意見交換を行い、25年度には、必要な場合には引き続き現地調査を行い、国別あるいは全対象国から研究者を招いて研究会またはシンポジウムを開催し、本研究の諸課題についての検討を行う予定だった。

研究計画の実施においては、最終年度に予定されていた研究会を2年目に行う以外は、基本的には当初の計画と方法に基づいて進めた。

4. 研究成果

本研究においては、当初の研究計画に基づいて研究を行い、おおむね順調に研究を進めることができた。

初年度(2011年度)には、中国、韓国と台湾を一回ずつ訪問して、現地調査と資料収集を行い、各国の製造物責任法の基本状況を把握し、次の研究のための基本資料を入手し、具体的な研究課題(問題点)を明確にし、現地の共同研究者との協力関係を確立・強化することができた。

2012年度には、本研究改題応募時の研究計画(現地調査)を変更して、次年度に予定されていた対象国の研究者を招いての研究会

を前倒して行った。研究会では、韓国側からは、製造物責任法の現状と製造物責任法改正作業の進捗状況（製造物責任法改正案）が紹介され、台湾側からは、製造物責任法制定以来の判例と法解釈論の展開と問題点について報告された。

研究会での報告と質疑応答を通じて、韓国については、製造物責任法改正案が被害者の証明責任軽減のため、現行法では認められていない欠陥と因果関係の推定規定（事故時の欠陥だけでなく、製造物の引渡時の欠陥まで推定）を設け、さらに製造業者に対する情報提出命令制度を設けるといった、重要な改正を目指していることおよびその経緯（議論の経過と改正提案の理由）が分かった。台湾については、消費者保護法の商品製造者責任（製造物責任）についての学説と判例の状況に対する理解を深め、開発危険の抗弁規定の解釈と適用状況、民法の商品製造者責任（過失責任 中間責任）における欠陥・因果関係の推定規定の製造物責任訴訟にこける準用（消費者保護法の商品製造者責任には因果関係の推定規定がない）などを明らかにすることができた。

上記の研究会とこれまでの現地調査、文献研究から得られた成果をもとに、2013年の比較法学会（社会主義法・アジア法部会）において、「中国・韓国・台湾の製造物責任法の現状と特徴」について報告し、その報告の主な内容に加筆・修正をして、民事研修 676号に論文「中国・韓国・台湾の製造物責任法の現状と近時の動向」を掲載した。そして、2013年11月には、韓国消費者学会第16回学術大会において、「日本の製造物責任法の現状と問題点 韓国・中国・台湾法との比較」の報告をした。

2013年度には、当年度に予定されていた研究会を前年度に前倒し開催したため、前年度に予定されていた現地調査（中国と韓国）を行った（台湾については、他の研究出張の際に、ついでに資料収集と研究者へのインタビューをした）。

中国では、まず最高人民法院で、製造物責任法の運用状況について、責任要件の証明責任を中心に調査し、また、侵權責任法（第5章製造物責任）に関する司法解釈（製造物責任法を含む）が起草中であることが分かった。その司法解釈において、本研究の主要課題の一つであり、学説と実務においていまだに明確になったとはいえない、製造者責任（無過失責任）と販売者責任（過失責任 実質的な無過失）との関係および責任要件（欠陥と因果関係）の証明責任について、どのように定められるかは、今後注目したいところである。次に、毒ミルク事件の発生地である石家荘では、消費者協会を訪問して、毒ミルク事件を巡る訴訟と製造物責任問題について調査を行ったが、政治的な原因などにより訴訟には至らず、製造物責任の追及ができなかったこと（法の運用における政治の影響・制約）が

分かった。

韓国では、主に前年度の研究会以来の製造物責任法改正の動向について調査した。研究会で報告された製造物責任法改正案は、政府案として確定されず、国会審議への上程ができなかったことと製造物責任法の改正議論・改正案作成が継続的に行われていることが分かった。

本研究を通じて明らかになっているように、全体的に台湾法と中国法は製造物責任の適用範囲（製造物、責任主体）が日本法より広く認められており、責任要件の推定、懲罰的損害賠償など制度的には日本法より消費者の救済に有利になっているといえる。日本法にはないこれらの規定は、日本の製造物責任法制定においても重要な論点として議論されながら、結局採用されなかった問題でもある。

日本では製造物責任法の制定により、過失責任に代って無過失責任を原則とする製造物責任法理が確立され、欠陥製品被害者の救済（消費者保護）により有利な法制度ができたことの意義は評価されるべきである。しかしその一方、立法過程で消費者団体などが強く求めた欠陥（および欠陥と損害との因果関係）の推定規定、開発危険の抗弁の不採用などが認められなかったことで、製造物責任法の消費者保護法としての機能は大きく制限される結果になってしまったともいえる。

そして、体系的に日本の製造物責任法に似ていて、立法後も同じく法の「活用不足」が問題になっている韓国では、被害者救済における最大の障害とされる証明責任の負担を軽減するために推定規定と情報提出命令制度の新設などの重要な改正を目指している。

このような近隣諸国における製造物責任法の動向は、日本法の再検討ないし法改正の議論に参考になるところが多いと思われる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 3 件)

崔光日「中国侵權責任法における複数の責任主体の関係について」大東ロージャーナル第8号 119頁～136頁、2012年

崔光日「中国・韓国・台湾の製造物責任法の現状と特徴」(学会報告要旨)比較法研究第75巻 307頁、2013年

崔光日「中国・韓国・台湾の製造物責任法の現状と近時の動向」民事研修第676号 2頁～12頁、2013年

〔学会発表〕(計 3 件)

崔光日「中国侵權責任法における被害者の選択権と先行賠償責任について」日中民商法研究会第10回大会(北京・中国) 2011年9月

崔光日「中国・韓国・台湾の製造物責任法の現状と特徴」比較法学会第76回大会(社会主義法・アジア法部会) 2013年6月

崔光日「日本の製造物責任法の現状と問題点
—韓国・中国・台湾法との比較」韓国消費者
法学会第 16 回学術大会(ソウル・韓国) 2013
年 11 月

〔図書〕(計 1 件)

国谷知史・崔光日他『確認中国法用語』(成
文堂) 2011 年

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

()

崔 光日

研究者番号：60360880

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：